

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：志井ファミリープール（愛称：アドベンチャープール）

事業内容：プールの管理運営、施設及び植物の維持管理、各種イベントの企画調整、運営業務

所在地：北九州市小倉南区志井公園2番1号

開設年月日：昭和61年7月5日

敷地面積：29,000㎡

主な施設：波のプール、流水プール、川下りプール、幼児プール、せせらぎプール、大滝、管理・更衣室棟、レストハウス、監視棟、展望棟
※スライダープールは令和7年度～9年度は運用を休止する。

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

(3) 指定管理者候補の概要

名称：ACEスギナプラス共同事業体

所在地：北九州市八幡東区昭和一丁目1-5

構成員の主な業務内容：

- ① 特定非営利活動法人北九州スポーツクラブACE
スポーツクラブ、スポーツ施設の運営、スポーツ教室開催、指定管理
- ② 株式会社スギナプラス
採用代行、採用コンサル、職業紹介、求職者支援、PFI、PPP

2 指定の経緯

令和6年9月3日	募集要項配布
令和6年10月8日	募集締め切り
令和6年10月15日	指定管理者検討会の開催
令和6年11月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1共同事業体

・ACEスギナプラス共同事業体

(特定非営利活動法人北九州スポーツクラブACE、株式会社スギナプラス)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

[学識経験者] 薛 孝夫 (元九州大学大学院農学研究院准教授、元西日本短期大学特任教授)

[学識経験者] 長 聡子 (西日本工業大学デザイン学部建築学科准教授)

[財務専門家] 神尾 康生 (公認会計士)

[有識者] 横田 きみよ (コンセプトピディア代表)

[有識者] 植田 詩生 (株式会社福岡リビング リビング北九州編集長)

5 選定基準等

選定基準 (=審査項目) 及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営 (指定管理業務) に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営 (指定管理業務) を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営 (指定管理業務) に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

(7) 社会貢献・地域貢献

- ① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
- ② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
- ③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
- ④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
- ⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
- ⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

(2) 検討会における主な意見

【ACEスギナプラス共同事業体】

- ・老朽化している現在の施設の状況課題を把握しており、現状に基づいた提案となっており、安定性が感じられる。
- ・夏季のプール営業期間だけでなく、期間外の利用にも課題を見据えながら前向きに取り組む姿勢が感じられた。
- ・管理運営体制からプール運営事業としての安全対策に対する姿勢が評価できる。
- ・スタッフの行動規範を明確にして従業員教育を充実させ、レジャープールに重要なホスピタリティを高めてほしい。

(3) 検討会における検討結果

ACEスギナプラス共同事業体は、現指定管理者であり、他の市営プールの運営実績もあることから、安全で安定的なプールの管理運営が期待できる。

また、プール営業期間外の施設利用の提案もあり、市民が楽しめるレジャープールの堅実な管理運営が期待できる。

審査の結果、検討会としてはACEスギナプラス共同事業体が指定管理者の候補として相応しいと考える。

なお、付帯意見として、以下を付すことにした。

- ・レジャープールの楽しさを実現すべく、従業員一丸となって高いホスピタリティを実現すること

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、ACEスギナプラス共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・指定管理者の適正については、現指定管理者であり、代表団体は、他の市営プールの運営実績もあることから、安全で安定的なプールの管理運営が期待できる。
- ・管理運営計画の適確性については、水やプールにちなんだイベントなどの利用促進に関する取り組みなど、施設のポテンシャルを生かした提案が評価できる。

8 提案額

令和7年度 50,009 千円

令和8年度 50,009 千円

令和9年度 50,009 千円